

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

本件審査請求に係る境界確定協議書（以下「本件境界確定協議書」という。）は、請求人がこれまで使用していた共通路を、同地に隣接する工事業者が自社の私道として分筆登記する際、実施機関から法務局へ提出されたものと考えられる。この確認のため、本件公文書③及び本件公文書④の開示を求める。

2 実施機関の主張要旨

境界確定協議書は、通常は分筆登記を行う者が申請者となり、境界立会及び確認を行った上で、その書類を添付して法務局へ提出するものである。実施機関は、本件境界確定協議書を法務局へ提出していない。このため、本件公文書③及び本件公文書④については作成していない。

第4 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点に関し、当審査会は、本件公文書③及び本件公文書④を非開示とした決定について、以下のとおり判断する。

1 本件境界確定協議書について

本件境界確定協議書は、実施機関において、請求人からの申請により、実施機関が管理する水路とこれに隣接する請求人の所有する土地との境界を明らかにするため、必要な土地の調査及び隣接土地所有者等立会の下で境界確認を行った後、市長印を押印の上で請求人に交付したものである。

2 本件公文書の不存在について

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定されている。

請求人は、本件境界確定協議書について、自身がこれまで使用していた共通路を、同地に隣接する工事業者が自社の私道として分筆登記する際、

実施機関から法務局へ提出されたと主張している。

しかし、境界確定協議書は、土地の分筆登記を行う者が、登記申請を行う際の添付書類として法務局へ提出するものである。

実施機関は請求人の主張する分筆登記を行っていないことから、本件境界確定協議書を法務局へ提出していないと説明しており、この実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから本件公文書③及び本件公文書④について、作成しておらず不存在として非開示とした一部開示決定は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月19日	諮問書の收受
平成29年 1月20日	審議
平成29年 2月24日	請求人口頭意見陳述並びに審議
平成29年 3月17日	審議
平成29年 6月19日	審議
平成29年 7月24日	審議
平成29年10月13日	答申